

令和6年5月30日

保護者の皆様

川崎市立西中原中学校  
校長 田中 眞砂美

## 「特別警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等における臨時休業について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では「特別警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されたときの生徒の安全確保について、次のように対応しておりますので、お知らせいたします。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）市町村等に「特別警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点（※夜間学級は午後2時）で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合は、生徒の安全確保のため当日一日を臨時休業（休校）とします。  
また、午前6時の時点（※夜間学級は午後2時）で、神奈川県のいずれの市町村等の「特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社（JR、京浜急行、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）が計画運休を実施している場合は、当日一日を臨時休校とします。
2. 「特別警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が発令された場合などについては、原則として授業を行います。警報などの種類や有無に関わらず、登校することが危険な状況だと保護者が判断する場合は、ご自宅で待機させてください。
3. 生徒の登校後に「特別警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。  
また、「特別警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、計画運休が発表された場合、並びに警報などが出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、生徒の下校に重大な支障をきたす恐れがある場合には、下校させるかどうかについて、その都度学校が判断いたします。
4. その日一日を臨時休業（休校）と決定した場合、その後に天候が回復しても登校時間を繰り下げて授業を実施することはいたしません。  
ただし、天候が回復した場合、部活動などの放課後の活動については実施することがありますが、その際は、配信メール等でご連絡いたします。

\*臨時休業となる場合は、配信メール等でお知らせしますが、通信網の混雑など、遅れることもありますので、登校につきましては保護者が適切に判断してください。

上記の点について、ご不明な点がある場合は副校長または教頭(TEL777-2239)までご相談ください。